

令和6年6月28日

清水町長 関 義 弘 様

清水町下水道使用料等審議会

会 長 岩 崎 正 司



清水町下水道使用料の改定等について（答申）

令和6年3月26日付け清都下業第134号により諮問のあった清水町下水道使用料の改定等について、慎重に審議した結果を下記のとおり答申する。

記

1 下水道使用料の改定について

- ・本町の下水道事業は、平成31年4月1日に地方公営企業法に基づく財務規定を適用し清水町下水道事業会計を設置するとともに、同年10月1日に下水道使用料の増額改定を行ったことにより、これまで比較的安定した黒字を確保するとともに、経費回収率も大幅な改善を図っている。しかしながら、社会経済情勢の悪化に伴う電気料金の高騰や物価高騰により、経常利益は年々減少傾向にあり、今後、安定的かつ持続可能な事業経営の維持が困難な状況になることが予想される。また、経費回収率も国及び県の平均を下回っており、未だに基準外の繰入金に依存している状況があることから、下水道使用料の改定はやむを得ないものと判断する。
- ・下水道使用料を改定するに当たっては、令和元年の改定において基本料金を中心に引き上げを行ったものの、本町における下水道使用料の料金体系の特徴として、依然として基本料金割合が低く、経営上、財政基盤が安定しないことから、今回の改定においても、基本料金を中心に引き上げることが適当である。
- ・大幅な下水道使用料の引き上げについては、使用者に多大な負担を強いるため、段階的に引き上げることとし、今回の改定では、収支状況や次回改定期間などの将来予測を踏まえ、基本料金を7.7%程度、超過料金を3.4%程度に抑えた引き上げとすることが妥当である。

- ・従来の下水道使用料の算定においては、条例に定めるところにより算出した合計額に100分の110を乗じて得た額につき、10円未満の端数を切り捨てることとされていたが、令和5年10月1日から消費税に係る適格請求書等保存方式が導入され、消費税及び地方消費税の取扱いに係る基準が厳格化されたことから、切捨処理を1円未満の端数とすることが妥当である。

2 答申事項

- ・下水道使用料の体系は、現行の体系を維持し、下水道使用料については下表のとおりとする。

【清水町下水道使用料】

(1使用月当たりの使用料・税抜)

区分	汚水の量	改定使用料	現行使用料	改定率
基本料金	10 立方メートルまで	1,050 円	975 円	7.7%
超過料金	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートル につき 140 円	135 円	3.7%
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	1 立方メートル につき 150 円	145 円	3.4%
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートル につき 160 円	155 円	3.2%
	50 立方メートルを超え るもの	1 立方メートル につき 170 円	165 円	3.0%

- ・将来の消費税及び地方消費税の改正を踏まえ、下水道使用料は引き続き外税方式とすることが適当である。
- ・下水道使用料の改定時期は、下水道使用者への十分な周知期間を確保するため、令和7年4月1日とすることが適当である。

3 附帯意見

下水道事業は、住民生活や企業活動を支える重要な社会基盤であり、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業経営が求められるものである。

そのため、適正な下水道使用料の設定を行うとともに、以下のことに留意し、今後の事業経営を実施されたい。

(1) 下水道使用料の改定に係る周知と説明

下水道使用料の改定は、住民生活や企業活動などに大いに影響を与えることとなるため、下水道使用者への十分な周知と説明に努めること。

(2) 経営健全化の推進

下水道事業の経営の安定と持続可能な事業の推進を図るため、利益の確保はもとより、企業債残高や各種指標に留意し、経費の削減とともに下水道使用料の収納率の向上に努めること。

(3) 計画的な事業の実施と情報提供

「清水町下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な事業運営と進捗管理、経営の評価を行うとともに、アクションプランやストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設整備と改築・更新を行い、より一層の普及促進を図ること。

また、接続率の向上を図るためには、本町における下水道事業の現状や普及の必要性、施設の更新及び耐震化、それに係る費用等について、住民の理解を深めることが必要であることから、十分な情報提供を行い、より一層の事業周知に努めること。

(4) 適時適切な下水道使用料の検討

「清水町下水道事業経営戦略」において設定した経費回収率の目標を確実に達成するため、5年程度の間隔を目途とした定期的な下水道使用料等の検討を行うこと。また、社会経済情勢の変化等により事業経営の悪化が懸念される場合は、下水道使用者に過度な負担をかけることのないよう、早い段階から適時適切な下水道使用料等の検討を行うなど、柔軟な対応に努めること。

(5) 時代に即した料金体系の検討

本町の下水道使用料は、狩野川流域関連公共下水道西部処理区の供用開始以降、1か月当たり10立法メートルまでの基本水量を定額とした基本水量制と従量使用料を合わせた二部使用料制を導入してきたが、少人数世帯の増加により、基本水量に満たない使用者の割合が増加傾向にあることから、今後、生活排水の実態等を的確に把握し、時代に即した新たな料金体系の設定に向けた調査・研究に着手すること。

以 上